

<別添3>

基労補発0408第1号

平成25年4月8日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部

補償課長

地方厚生局等から提供された診療報酬返還等に関する情報の
労災診療費審査業務への活用等における留意事項について

標記については、平成25年4月8日付け基労発0408第1号（以下「部長通達」という。）により指示されたところであるが、この実施に当たっては、下記の事項に留意の上、適切に実施されたい。

記

1 地方厚生局等への要請等

(1) 情報提供の要請

都道府県労働局（以下「労働局」という。）は、部長通達記の1に基づき、地方厚生（支）局又は都府県事務所（以下「地方厚生局等」という。）から、個別指導等の実施結果に関する情報（以下「指導結果等情報」という。）及び施設基準に関する情報（以下「施設基準情報」という。）が提供されることになったが、その実施に当たり、労災補償課長等は、事前に日程調整の上、地方厚生局等に出向き、情報提供の具体的な時期や頻度、その内容等について、労働局としてこれらの情報を必要とする事情や当該情報の活用方法等を含めて丁寧に説明するとともに、平成25年4月末までに、部長通達記の1及び2に留意の上、今後の連携・協力について調整を終了させること。

(2) 情報提供の時期

地方厚生局等から労働局への情報提供時期については、地方厚生局等が、指導結果等情報及び施設基準情報を審査支払機関等へ提供していることから、それらと同時期に情報提供を受けることにする等、地方厚生局等との調整において、地方厚生局等

における事務負担の軽減に十分に配慮すること。

(3) 労働局から提供する情報

部長通達記の2における地方厚生局等に提供する「指定医療機関等のリスト」については、保険医療機関等の中から労災病院、労災保険指定医療機関及び労災保険指定薬局(以下「指定医療機関等」という。)を特定する際に必要なものであることから、別添リストを活用し、原則として電子媒体で提供すること。

ただし、当面、地方厚生局等と調整の上、労働局において作成している既存のリストを活用することにしても差し支えないこと。

(4) 提供情報の媒体

地方厚生局等から提供される情報について、紙媒体に代えて電子媒体により提供を受けることも可としているが、指導結果等情報が電子媒体により提供される場合には、PDFによる提供に限られること。

(5) 提供情報の受付

提供を受けた指導結果等情報は、受付簿を整備し、提供を受けた日付、医療機関等の名称及びその後の事跡を記載して管理すること。

(6) 提供情報の活用

地方厚生局等から提供を受ける施設基準情報及び指導結果等情報について、次のア及びイの観点を中心として確認し、労災診療費の審査業務や指定医療機関等の調査・指導対象の選定に活用すること。

ア 指導結果等情報については、当該指示・指摘事項の内容が労災診療費の算定において該当するものを確認すること

イ 施設基準情報については、当該変更の届出の前後の期間において、その時点の施設基準に応じた労災診療費の算定がなされているかを確認すること

(7) 提供情報の取扱い

ア 地方厚生局等から提供を受ける指導結果等情報は機密性が高く、特定の保険医療機関等について個別指導等を実施したことを含め、その結果については一般に公開されていないものであることから、その取扱いには万全を期する必要がある。

このことから、地方厚生局等から提供を受けた情報を基に労働局が指定医療機関等に対する指導等を行った場合においても、当該機関に対して、地方厚生局等から指摘された旨を発言する等、守秘義務や個人情報保護の観点から誤解を招くことのないよう配慮すること。

イ 地方厚生局等から提供を受けた情報に関して開示請求があった場合には、開示決定にあたり事前に当該情報提供を受けた地方厚生局等と協議すること。

ウ 地方厚生局等から提供を受けた指導結果等情報について、指定医療機関等

ではない保険医療機関等に係る情報は労働局において保存する必要がないことから、厚生労働省行政文書管理規則に基づき適切に対応すること。

また、各労働局においては、提供を受けた指導結果等情報のみをもって指定医療機関等に返還を求める等の対応をとるのではなく、労働局が指導等を実施した結果に基づき指定医療機関等への対応を図るものであるもので、労働局における指導等を行った時点で、当該情報を保管する必要はなくなるものと考えられることから、厚生労働省行政文書管理規則に基づき適切に対応すること。

2 都道府県医師会等関係団体への説明

労働局では、平成25年4月末までに、都道府県医師会、都道府県歯科医師会及び都道府県薬剤師会に対して、下記について丁寧に説明を行うこと。

ア 地方厚生局等から、施設基準情報及び指導結果等情報が提供されることになったこと。

ただし、当該情報のみをもって労災保険指定医療機関等から返還を求める等の対応をとるものではないこと。

イ これに併せて、労災保険指定医療機関療養担当規程を改正し、健康保険診療報酬の算定に関する届出事項に変更があったときに労働局へ届出することとしているもののうち、施設基準に係る変更の届出を廃止すること(平成25年4月8日付け基発0408第1号「労災保険指定医療機関に係る事務取扱いの一部改正について」参照)。

